

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 22 年 8 月 9 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

（仮称）ユース長浜店 長浜市神照町神田 37 番地 ほか 19 筆

2 提出された意見の概要

長浜市からの意見

- (1) 店舗の新設により周辺道路の交通量が多くなることが予想され、交通事故防止の観点から、市道における出入口の位置と幅等については、市と十分協議のうえ設置してください。
- (2) 店舗敷地南側の道路は現在農道であり、市道としての要件を備えていないため、現状のままでは、店舗への出入りに利用することは認められません。店舗利用時まで、市道としての要件（幅員 6 m 等）を備えておく必要がありますので、市と協議してください。
- (3) 店舗設置に伴い店舗用地に接する法定外公共物に影響（盛土・掘削等）を与える場合は、市と協議してください。
- (4) 市道における側溝等の構造物に影響を与える場合は、市と協議してください。
- (5) 長浜市中高層等建築物に関する指導要綱に基づく届出を行ってください。
- (6) 建築確認申請の 30 日前までに、景観法に基づく届出を行ってください。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県湖北環境・総合事務所総務課 長浜市平方町 1152 - 2

長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町 12 番 34 号

(2) 縦覧期間 平成 22 年 8 月 9 日から平成 22 年 9 月 9 日まで